

入湯税及び引上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧

■入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設の整備
- ・観光施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・観光振興
- ・消防施設等の整備

〈令和５年度 入湯税の使途状況〉

区 分	事 業 名	事 業 費	当 該 事 業 の 財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	20,924	-	-	405	11,520	8,999
観光振興	鳴門市うずしお観光協会補助金	18,000	-	-	-	9,000	9,000
合 計		38,924	-	-	405	20,520	17,999

※「令和３年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和３年１月２０日総務省事務連絡）により、入湯税の趣旨を踏まえ、「入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること」とあることから、使途を明示するものです。

■引上げ分の地方消費税交付金

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる「社会保障４経費」、「その他社会保障施策に要する経費」については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	699,329 千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	10,131,768 千円

〈令和５年度 引上げ分の地方消費税交付金の使途状況〉（単位：千円）

事 業 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	うち引上げ 分の地方消 費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障がい者福祉事業	2,421,338	2,008,779	-	-	412,559	699,329
	高齢者福祉事業	63,026	-	-	11,142	51,884	
	児童福祉事業（母子父子福祉事業含む）	3,091,811	2,111,084	-	82,200	898,527	
	生活保護扶助事業	1,322,423	1,012,327	-	-	310,096	
	小 計	6,898,598	5,132,190	-	93,342	1,673,066	
社会保険	国民健康保険事業	626,250	300,362	-	-	325,888	
	後期高齢者医療事業	1,199,474	193,195	-	-	1,006,279	
	介護保険事業	1,009,649	78,879	-	-	930,770	
	小 計	2,835,373	572,436	-	-	2,262,937	
保健衛生	救急医療対策事業	49,208	35,060	-	-	14,148	
	予防接種事業	250,284	103,285	-	7,950	139,049	
	母子保健事業	63,742	13,520	-	-	50,222	
	健康増進事業	34,563	1,023	-	232	33,308	
	小 計	397,797	152,888	-	8,182	236,727	
合 計		10,131,768	5,857,514	-	101,524	4,172,730	699,329

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成２６年１月２４日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金の充当について、使途を明示したものです。